給水装置工事申込フロー

（お客様）

給水装置申込者

給水装置工事事業者

水環境課上水道係

建設課管理係

給水装置工事事業者への工事依頼

基本調査
・埋設物調査
・同意承諾の必要性の調査　など

基本計画を決定
・給水方式の決定
・使用用途、使用水量の計画
・給水管口径の決定　　など

必要に応じて事前協議

給水装置工事申込書・設計書作成
※利害関係者がいる場合は同意承諾を得ること

道路占用申請書作成

上水道係に給水装置工事申込書提出

受付・設計審査
1週間程度を要します

管理係に道路占用申請書提出

受付・審査
1週間程度を要します

加入金及び手数料の納付書発行

加入金及び手数料納付

加入金及び手数料の納付が確認でき次第、
・施工の承認印を押した図面等を事業者に返却
・事業者にメーター及び通信端末を貸与

・図面等（承認印を押したもの）及びメーター等の受取
・占用許可書の受取

占用許可書交付

所轄警察署へ道路使用許可申請を提出し、許可書受取

道路占用部分着工
※道路使用許可書を携帯してください

給水装置工事申込フロー

（お客様） 給水装置申込者	給水装置工事事業者	水環境課上水道係	建設課管理係
	道路占用部分の工事完了後、管理係にしゅん工届を提出		しゅん工届受付
	一時用（工事用）の水栓を立ち上げた場合は、立ち上げの写真を上水道係に提出	写真受取	
	しゅん工（全体）		
	・自主検査（選定された主任技術者が実施） ・しゅん工図面の作成 ・しゅん工書類作成		
	上水道係にしゅん工届及び添付書類を提出	書類受付	
	現地検査立会	しゅん工検査 ・書類検査・しゅん工図検査 ・工事記録写真検査 ・現地検査（スマートメーターの通信テストも含む）	
	図面等（承認済印が押されたもの）及び水栓番号標の受取	検査に合格した場合 ・承認印を押した図面等を返却 ・水栓番号標の交付 ・水道料金（工事用）の納付書発行	
	水道料金（工事用）の納付		